

日本スポーツ社会学会会報

VOL. 74



= 目次 =

- | | |
|------------------------|--|
| 1. 第29回大会実行委員会 実施要項 | 5. 故 ダニング先生追悼文 |
| 2. 第29回大会における研究委員会の企画 | 6. 国際学会報告
(World Congress of Sociology of Sport 2019) |
| 2-1. 研究委員会企画 | |
| 2-2. 学生企画シンポジウム | 7. 事務局より |
| 3. セミナーおよび学生フォーラムの開催案内 | 7-1. 2019年度理事会議事録
(第2回～第6回) |
| 3-1. 第2回関西学生フォーラム | 7-2. 諸規程の改訂について |
| 3-2. 関西研究セミナー | 7-3. その他(年度会費納入、入会申込・種別
変更届、会計問題、等) |
| 4. 各委員会からのお知らせ | 8. 編集後記 |
| 4-1. 編集委員会 | |
| 4-2. 研究委員会 | |
| 4-3. 国際交流委員会 | |
| 4-4. 電子ジャーナル委員会 | |
| 4-5. 広報委員会 | |
| 4-6. 奨励賞選考委員会 | |

1. 日本スポーツ社会学会第29回大会 実施要項

1-1. 開催期間

2020年3月14日（土）・15日（日）

1-2. 会場

秋田大学手形キャンパス（〒010-8502 秋田市手形学園町1-1）

○アクセス

JR秋田駅（秋田新幹線）より徒歩約15分・バス約5分

（新幹線…東京発秋田行が1時間に1本ペースで運行しています。）

秋田空港（JAL、ANA）よりJR秋田駅までリムジンバス約35分

（飛行機…羽田空港発着9便、新千歳空港発着4便、伊丹空港発着6便、中部国際空港発着2便が毎日運航しています。）

○宿泊（※幹旋はしていません。）

宿泊予約は各自早めにしていただくことをお勧めいたします。

1-3. 主催

日本スポーツ社会学会 <http://www.jsss.jp/>

1-4. スケジュール（予定）

	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
3月14日 （土）		受付 開始 10:00-	学生企画 シンポジウム 11:20-12:50	理事会 11:00-12:30		一般発表A 13:00-15:00		実行委員会 企画 15:10-16:40	学会総会 16:50-18:20	移動	懇親会 19:00-
3月15日 （日）		一般発表B 9:00-10:30	一般発表C 10:40-12:40		ランチ 休憩	研究委員会企画 13:30-15:30	ク ロ ー ジ ン グ 15:30-16:00	会場：ホテルメトロポリタン秋田 （※JR秋田駅隣接）			

※発表演題数、企画シンポジウム等の都合により変更になる場合があります。

1-5. 大会までの主なスケジュール

事項	締切日
一般研究発表 申込	2019年12月17日（火） 2019年12月24日（火）
一般研究発表 抄録提出	2020年1月21日（火）
大会・懇親会 参加早期申込（早割）	2020年1月31日（金）
昼食 申込・支払い	2020年2月29日（土）

1-6. 大会および懇親会参加申込み

日本スポーツ社会学会第29回大会ホームページ（<http://jsss.org/>）の「参加申込み」ページのフォームから申込みを行なってください。大会参加費（正会員については懇親会費を含む）の早期割引を受けるためには、ホームページからの「申し込み手続き」および

「入金」がともに **2020年1月31日（金）** までに完了していることが必要です。

○参加申込先：第29回大会ホームページ（<http://jsss.org/>）

○参加費：参加申し込みと同時に、ゆうちょ銀行または郵便振替票、もしくは他行より大会参加費を大会実行委員会口座までご送金ください。

<会員>

種別	懇親会	早割 (2020年1月31日(金)まで)			通常 (2020年2月1日(土)以降)		
		大会参加費	懇親会費	合計	大会参加費	懇親会費	合計
①正会員	○	6,000円	+ 5,000円	11,000円	7,000円	+ 6,000円	13,000円
	×	6,000円	—	6,000円	7,000円	—	7,000円
②学生会員	○	3,000円	+ 4,000円	7,000円	4,000円	+ 4,000円	8,000円
	×	3,000円	—	3,000円	4,000円	—	4,000円

<非会員>（※「早割」の設定はございません。）

③非会員・一般：2日間参加…8,000円、1日間参加…4,000円、懇親会…6,000円

④非会員・学生：2日間参加…4,000円、1日間参加…2,000円、懇親会…4,000円

※消費増税等への対応として、「通常申込み・正会員」および「非会員・一般」の懇親会費を例年から1,000円増額し、「通常申込み・学生会員」および「非会員・学生」の懇親会費をこれまでと同額に据え置くこととしました。ご了承ください。

○参加費振込先 ※次の2つから選ぶことができます。

①総合口座 18660-21968591（秋田中央郵便局）

（ゆうちょ銀行口座をお持ちの方はこちらが便利です。）

他行からの振込の場合は「ゆうちょ銀行、八六八（ハチロクハチ）店、普通、2196859」

②振替口座 02280-3-143915（他行から振込みをされる場合はこちらがお得です。）

口座名称（①・②とも同じ）「日本スポーツ社会学会29回大会実行委員会」

※口座名称について、ゆうちょ銀行の規定で、20文字の制限がありますので、「第29回大会」ではなく「29回大会」になっておりますので、ご注意ください。

1-7. 一般研究発表申し込み

（1）発表申込締切日 ~~2019年12月17日（火）~~ → **2019年12月24日（火）**

大会ホームページ（<http://jsss.org/>）の発表申込みページから、その指示に従って必要事項を記入し、送信していただくことで、発表申し込みができます。

発表内容については、上記ホームページの該当箇所に、1,200～1,600字程度（英文の場合は300ワード程度）の概要を記入し、送信してください。

（2）一般研究発表の資格に関する注意事項

「日本スポーツ社会学会大会開催に関する規定」第5条による、一般研究の発表者の資格は以下の通りです。

1) 発表者および共同研究者は、日本スポーツ社会学会会員であること。

- 2) 発表者および共同研究者は、その年の年会費を納めていること。
- 3) 発表者は大会参加費を納めていること。
- 4) 大会に参加しない共同研究者は、大会参加費を納める必要がないこと。

※発表者は、「年会費」「大会参加費」の納入についてご確認ください。未納の場合は発表できません。納入の確認が必要な場合、年会費については学会事務局へ、大会参加費については学会大会実行委員会へ、お問い合わせください。

学会事務局メールアドレス：jsssjimukyoku@gmail.com

学会大会実行委員会メールアドレス：jssss2019akita@gmail.com

(3) 発表抄録原稿の提出締切日 **2020年1月21日(火)**

発表申し込みをしていただいたのち、研究委員会にて審査が行なわれます。審査を経て、学会発表が許可されたものについては、発表抄録の原稿を提出していただきます。

発表抄録原稿用テンプレートは、大会ホームページからダウンロードできます。書式を利用するには、Microsoft Office Word 2007（あるいはそれ以上の年式）が必要です。テンプレートの書式に従って作成いただいた原稿は、2020年1月21日(火)までに、以下のメールアドレス宛に添付ファイル送信してください。

発表抄録原稿受付メールアドレス jssss2019akita@gmail.com

※ 件名には「日本スポーツ社会学会発表抄録」と記載してください。

(4) 一般研究発表に関する注意事項

一般研究発表の時間は、発表 20 分、質疑応答 10 分です。発表の際に必要な機器がある場合（PC、プロジェクタ、VTR（DVDのみ可））は、発表申し込みの際に、「通信欄」にその旨を記載して、申し出てください。パワーポイントによる発表を希望する方は、USB メモリにデータを持参してください。当日、発表資料を配付する場合は、各自で 70 部以上を持参してください。

1-8. 昼食について

大会初日 [3月14日(土)] と 2 日目 [3月15日(日)] の昼食（お弁当+お茶：1,000円/日）をご希望の方は、大会ホームページの「参加申込み」ページのフォームからお申込みください。昼食代（各日 1,000 円 ※両日ともお申込みの方は 2,000 円）は、大会参加費をお振込みの際に合わせてご入金ください。ホームページからの「申し込み手続き」および「入金」がともに 2020年2月29日(土) までに完了していることが必要です。それ以降のお申し込みはお受けいたしません。

会場の秋田大学手形キャンパス周辺は土曜・日曜日に営業している飲食店が少なく、コンビニエンスストアも徒歩 10 分圏内に 2 店舗しかありません。この点をご留意いただきまして、事前注文の判断をしていただければ幸いです。お振り込みいただいた昼食代の払い戻しは応じかねますこと、予めご了解ください。

1-9. 学会大会実行委員会について

委員長：伊藤 恵造（秋田大学）

委員：浅沼 道成（岩手大学）

委員：甲斐 健人（東北大学）

1-10. 大会実行委員会企画講演について

演題：ベルリン五輪からそれは始まった——現代史のなかの熱狂・抵抗・ボランティア

演者：池田 浩士 氏（京都大学名誉教授）

日時：2020年3月14日（土）15時10分～16時40分

概要：東京オリンピック・パラリンピックを目前に控え、大会を支えるボランティアに注目が集まっています。「ボランティアは、TOKYO2020を動かす力だ。」（募集サイト）の一文の通り、競技運営や観客のサポートをする大会ボランティアと、交通案内をする都市ボランティア、あわせて10万人以上がこの大会への「参加」を表明しています。

池田氏は、このような国民が主体的に「参加」する五輪は、1936年のベルリン大会から始まったと主張されています。ナチス五輪などに関する詳細な分析から、オリンピックとボランティア、さらには、ボランティアが必要とされる社会について考えてみたいと思います。

【大会に関する問い合わせ】

秋田大学 伊藤 恵造

〒010-8502 秋田県秋田市手形学園町1-1 秋田大学教育文化学部

TEL：018-889-2509（代表） Email：jsss2019akita@gmail.com

※なるべく電話ではなく、メールでの問い合わせをお願いします。その際には件名に【29回スポーツ社会学会大会について】とお入れください。

2. 第29回大会における研究委員会の企画

2-1. 研究委員会企画

日時：2020年3月15日（日）13:30～15:30

テーマ：「復興とスポーツ、五輪」

2020年東京オリンピック・パラリンピックは、「復興五輪」とされている。周知のとおり、1940年に予定されていた東京オリンピックには関東大震災からの復興が、また1964年大会にも第二次世界大戦後および新潟地震からの復興が掲げられていた。もちろん、海外で開催されたオリンピックにおいても、1920年アントワープ大会（第一次世界大戦）、1948年ロンドン大会（第二次世界大戦）には「復興」が重ねあわされていた。

2011年3月11日以降、スポーツによる被災地復興支援にも注目が集まっている。2019年ラグビーワールドカップが釜石で開催されたように、被災地におけるメガイベントの開催は復興に積極的に貢献するものと見做されている。そして現在、2020年大会に向け復興庁では以下のような事業が進められている。被災地での競技開催、「復興」を開閉会式の演出テーマにする、聖火リレーをJヴィレッジより開始する、被災地の資材・食材の活用、「復興『ありがとう』ホストタウン」の設置などである。

その一方で、「復興」とスポーツがどのような結びつきをもつのか、数々の復興事業の中でスポーツが何を担ってきたのか、その意義や限界などについては十分に検討されてき

たとは言い難い。本学会においても、かかる視点からの研究蓄積が十分あるわけではない。さらには1964年東京大会における新潟地震のように、「復興五輪」やレガシー言説によって、被災地の現実が不可視化され隠蔽されるという批判がある。

実際の被災地とスポーツの現状とはいかなるものなのだろうか。2011年3月11日から今日まで、復興とスポーツとはどのようにかわり、また復興五輪とは当該地域社会にとっていかなるものである（あった）のか。本シンポジウムでは、東北や被災地の現在に視点を据え、そこから2020年東京オリンピック・パラリンピックを照射し、その意義と限界について批判的に検討してみたい。それらを通じて、スポーツや五輪開催による今後の復興支援のあり方を問うていくこと、これが本シンポジウム開催の目的である。

登壇者（順不同）：

鈴木玲子（東北福祉大学）

被災地における持続的スポーツ支援（ダンベル体操指導）について

むらかみ みちこ（NPO First ascent Japan）

被災地で生まれたクライミングエリア KINKASAN-その復興の意義と限界-

金菱清（東北学院大学）

復興におけるスポーツを通さないスポーツの重要性

（※登壇者の都合により、表題が若干変更になる場合もございます。ご了承ください。）

指定討論者：向山昌利（流通経済大学）

司 会：大沼義彦（日本女子大学）

2-2. 学生企画シンポジウム

日 時：2020年3月14日（土） 11:20-12:50

テーマ：「スポーツとテクノロジーの関係性を問う」

Society 5.0が目指すべき未来社会の姿として内閣府によって提唱され、IoT（Internet of Things）やAI（人工知能）、ビッグデータといった科学技術をいかに活用するかが近年よく議論されている。スポーツにおいても、ビデオ・アシスタント・レフェリー（VAR）やチャレンジシステムなどが導入され、スポーツへのテクノロジー導入の是非が問われている。

スポーツとテクノロジーの関係に焦点をあてた研究を概観すると、スポーツにおける用具や先端技術に着目し、テクノロジーの発展がスポーツにどのような影響を及ぼすのかを探る論考（柏原，2018）や、テクノロジーは「近代スポーツが作りあげてきた『自然な身体』という身体観」（坂，2016）にどのような揺らぎを生じさせたのかを考察する論考がいくつかみられる（佐伯，2009）。それらの先行研究の一つの特徴は、テクノロジーの発展によってスポーツをする主体が消失していくと主張する点にあるだろう。我々の日常生活は人間の身体と人工物が協働して成り立っているにもかかわらず、スポーツにおいては人間の身体と人工物を切り離すように考えてしまう（渡，2013）のはなぜだろうか。こうした問題意識に基づき、本シンポジウムでは、スポーツとテクノロジーの関係性を問う際

に、なぜ人間を中心とする議論に収束するのかについて検討していく。

具体的には、はじめに世話人の宮澤（筑波大学大学院）より、スポーツ界においてテクノロジーがどのように語られてきたのかについて、先行研究の整理をもとに報告する。次いでテクノロジーの人類学をご専門とされる久保明教先生（一橋大学）より、ブルーノ・ラトゥールが提唱した「対称性人類学」のアプローチに基づいた、身体と人工物を切り離さずにスポーツとテクノロジーの関係性を捉える立場から、なぜ身体と人工物を切り離れた人間中心主義的なスポーツ観が維持されているのかについての示唆をいただく。そして、スポーツのなかでもテクノロジーと身体の関係性が特徴的に表出されるパラアスリートに着目し、テクノロジーとスポーツの関係性およびスポーツにおける身体について世話人の中村（立教大学大学院）より報告する。そして最後に、登壇者による総合討論やフロアからの質疑応答を通して、スポーツとテクノロジーの関係性がどのように変容してきた／変容しうるのか、またスポーツ・身体とはどのようなものなのかについて議論を深めたい。

登壇者：久保明教（一橋大学）
中村真博（立教大学大学院）
宮澤武（筑波大学大学院）

司会：平賀慧（筑波大学大学院）

担当：関東学生フォーラム世話人
中村真博（立教大学大学院）
宮澤武（筑波大学大学院）
平賀慧（筑波大学大学院）
武井陽太郎（一橋大学大学院）

3. セミナーおよび学生フォーラムの開催案内

3-1. 第2回関西学生フォーラム

関西学生フォーラム 世話人 竹村 直樹
水出 幸輝
三谷 舜

2019年度第2回関西学生フォーラム開催のご案内

謹啓 時下益々ご清祥の段、お慶び申し上げます。

日頃より日本スポーツ社会学会関西学生フォーラムの活動にご協力とご支援をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、関西学生フォーラムでは、個人研究報告会を開催いたします。お忙しいなか恐れ入りますが、万障お繰り合わせのうえ、ぜひともご参加下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

日 時：2020年1月25日（土）12:30～14:30（予定）

※発表者の人数により、開始時間が前後する場合がございます。

会 場：立命館大学大阪いばらきキャンパス（B棟4階 B412研究会室）

JR茨木駅から徒歩5分

<http://www.ritsumei.ac.jp/accessmap/oic/>

内 容

・個人報告：

※発表者の募集につきましては、別途ご連絡いたします。

・会議：2020年度学会大会「学生フォーラム企画」の打ち合わせ

・会議：今後の関西学生フォーラムの運営について

問い合わせ先：mi.tgrits.16@gmail.com（立命館大学大学院：三谷舜）

以上

※ 第2回関東学生フォーラムについては、日時・会場が決定次第、学会のホームページ、メールにて改めてお知らせいたします。

3-2. 関西研究セミナー

日本スポーツ社会学会 研究委員会（関西地区）
水野 英莉
金子 史弥

日本スポーツ社会学会研究セミナー（関西）開催のご案内

謹啓 時下益々ご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、研究委員会では毎年関東、関西地区それぞれで研究セミナーを開催しております。参加は無料となっております。本学会会員のみならず、日ごろからスポーツや社会学に関心をお持ちの方々の参加もお待ちしております。万障お繰り合わせの上、ご参加いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

敬具

記

日 時：2020年1月25日（土）15:00～17:00
会 場：立命館大学大阪いばらきキャンパス（B棟4階 B412 研究会室）
JR 茨木駅から徒歩5分
<http://www.ritsumei.ac.jp/accessmap/oic/>

内 容：「ライフスタイルスポーツとツーリズム」
演 者：市井 吉興（立命館大学）
アダム・ドーリング（和歌山大学）（英語による報告になります）
指定討論者：西山 哲郎（関西大学）

※セミナー終了後、懇親会を予定しております。

問い合わせ先： Eri_Mizuno@red.umds.ac.jp（流通科学大学：水野英莉）
f-kaneko@fc.ritsumei.ac.jp（立命館大学：金子史弥）

【概要】

前回（2018年）の公開セミナーでは、メジャースポーツとは一線を画して発展してきた、「ライフスタイルスポーツ」や「エクストリームスポーツ」と呼ばれるスポーツ、例えばサーフィン、BMX、スノーボード、スケートボード、パルクール等を題材として取り上げました。そして、こうした研究分野の醍醐味や展望、可能性について活発な議論が行われました。今回は東京2020オリンピック大会の種目に採用されるそうしたスポーツについて、さらに深度を高め、ツーリズムやアーバニズムの視点から批判的に読み解いていこうと思います。世界的に学術内外においても脚光を浴びるライフスタイルスポーツの文化について、日本でも議論できる貴重な機会となると存じます。スポーツ社会学の発展と新しい研究分野の開拓に寄与できるような会にできればと考えております。皆さまのご参加をお待ちしております。

【報告要旨】

報告者①：市井 吉興（立命館大学）

報告タイトル：IOCが提案する「スポーツの都市化」とは何か？：ライフスタイルスポーツ・アーバンスポーツ・FISE

周知のように、2020年に開催される東京オリンピックでは、サーフィン、スケートボード、BMX、スポーツクライミングというライフスタイルスポーツにカテゴライズされるスポーツの競技会が実施される。ライフスタイルスポーツの採用は、2016年8月にリオデジャネイロで開催されたIOC第129次総会において決定されたが、その決定を伝えたプレスリリースのなかに「スポーツの都市化 (urbanization of sports)」という言葉が用いられた。本報告の目的は、日本で取り組まれているライフスタイルスポーツの普及と発展の試み—日本アーバンスポーツ支援協議会の創設、エクストリームスポーツ国際フェスティバル (Festival International des Sport Extremes 略称「FISE」) の招致—を取り上げ、IOCが提案する「スポーツの都市化」について考察を試みる。

報告者②：アダム・ドーリング (和歌山大学)

報告タイトル：From *he' e nalu* to the Tokyo 2020 Olympics:

Examining the role of tourism mobilities in the reemergence and global dissemination of modern surfing

On August 3, 2016, the International Olympic Committee's (IOC) unanimously voted to introduce surfing as a demonstration sport in the Tokyo 2020 Olympic Games. For the first time in history 20 female and 20 male surfers will compete for Olympic medals in Tsurigasaki Beach located 64 kilometers outside Tokyo in Chiba Prefecture. Although promoted as “a new sport on the block” by the IOC, the 1912 Olympic swimming gold medalist and father of modern surfing, indigenous Hawaiian Duke Kahanamoku, had been considering this possibility nearly one-hundred years earlier noting in his biography, “Even as early as... (1918), I was already thinking of surfing in terms of how it could someday become one of the events in the Olympic Games. Why not?” (Kahanamoku & Brennan, 1968, p. 37). A century later new questions arise: Why now? Why in Japan? What political, social, economic factors enabled Kahanamoku's dream to become a reality at this particular point in history? In this presentation I begin to address these questions by examining the close interrelationship between the reemergence of modern surfing, the sport's global dissemination, and tourism development. I will then draw on examples from Miyazaki, Wakayama, and Fukushima to reflect on the different possible futures, hopes, and subjectivities that surfing's inclusion in the Tokyo 2020 Olympics invites for coastal communities in contemporary Japan.

以上

4. 各委員会からのお知らせ

4-1. 編集委員会

『スポーツ社会学研究』投稿論文募集中

『スポーツ社会学研究』への投稿は、2016年4月より、締め切り日が廃止されております。いつでも投稿できる通年受付です。また掲載が決まった論文についてはJ-Stageにて早期公開を行っております。今期は、編集委員を増員して、第28巻第1号(2020年3月刊行予定)の編集を進めております。次の第28巻第2号(2020年9月刊行予定)に向けてもお早めにご投稿下さるようお願いいたします。学会HPの『「スポーツ社会学研究」の発行に関する規定』についても、順次、改定されておりますので、ご熟読の上、編集委員会(jjosshensyu@gmail.com)まで投稿下さい。尚、投稿等に際しご質問等ございましたら、同じく編集委員会までメールにてお問い合わせいただければ幸いです。ご投稿をお待ちしております。

編集委員長 岡田光弘(国際基督教大学・教育研究所)

4-2. 研究委員会

本年度の今後の事業については、本会報の下記をご参照下さい。

2. 第29回大会における研究委員会の企画
 - 2-1. 研究委員会企画
 - 2-2. 学生企画シンポジウム
3. セミナーおよび学生フォーラムの開催案内
 - 3-1. 第2回関西学生フォーラム
 - 3-2. 関西研究セミナー

実施事業の報告については、スポーツ社会学会ホームページの「委員会活動」をご参照下さい。

研究委員長 大沼義彦(日本女子大学)

4-3. 国際交流委員会

国際交流委員会では、以下の点について準備しているところです。

1. 2020横浜スポーツ学術会議

2020年9月に開催される2020横浜スポーツ学術会議は、現在、ICSSPE(International Council of Sport Science and Physical Education)との協力のもと、国内の体育・スポーツ系学会が総力を集結して準備を進めているところです。本学会は6つの企画を提案して運営に携わっており、国際的なプレゼンスを高める良い機会となります。具体的なテーマは以下のとおりです。

- ① シンポジウム「スポーツと身体文化」
- ② シンポジウム「スポーツと持続可能な発展」
- ③ シンポジウム「トップアスリートの社会貢献」
- ④ 講演「AIとスポーツ」(「スポーツとテクノロジー」に関する企画)
- ⑤ シンポジウム「スポーツとテクノロジー」

⑥ シンポジウム「スポーツとリスク」

それぞれ提案した会員がコーディネートを進め、国際交流委員会の委員は分担してサポートしているところです。今後、登壇者のアテンドや関連するセッションの座長等の運営などさまざまな役割が生じてくることが予測されます。学会としてこの機会により大きな成果を得るには、ひとりでも多くの会員が参加し、発信や交流を通して直接的な経験を得ることだと考えております。どうぞ、積極的なご参加を、よろしくお願いいたします。

なお、現在、演題登録および参加登録が始まっています。演題登録締切は2020年3月15日です。詳細は下記のウェブサイトでご確認ください。

<https://yokohama2020.jp/jp/index_jp.html>

2. 2020年度JSSS学会大会について

次年度大会（2021年3月予定）は、30回記念大会となります。国際交流委員会では、充実した国際セッションを持てるよう、各委員が構想を練っているところです。テーマとしては9月に国際会議で取り上げられなかったもの、または十分掘り下げられなかったものなど、さまざまな可能性があります。具体的な形ができ次第、会員のみなさまにご提案させていただきます。

国際交流委員長 前田博子（鹿屋体育大学）

4-4. 電子ジャーナル委員会

2018年9月30日に発行された第26巻2号の特集論文が発行から1年経過しましたので、J-Stage上にアップロードされました。特集のタイトルは「スポーツとモニタリング」で、柏原全孝「正しい判定を作り出すテクノロジー」、アンドリュー・ベルナル&倉島哲「スペクタクルの背後の身体」、大沼義彦「走る私」をモニタリングする「私」の3つの論文が掲載されています。

2019年9月に発行された27巻2号は、残念ながら投稿論文の掲載がなかったため、J-Stageへのアップロードはありませんでした。2020年3月に紙媒体で発行される第28巻第1号に掲載予定の早期公開論文は、現時点ではありませんが、紙媒体刊行の2ヶ月前までに受理された論文がありましたら、J-Stageで早期公開させていただきます。

電子ジャーナル委員長 渡 正（順天堂大学）

4-5. 広報委員会

広報委員会では、公式ホームページやメーリングリストによるタイムリーな情報提供と会報の編集・発行が主な業務です。特に、会員の皆様には、学会ホームページやメーリングリストで会員に広く告知してほしい研究セミナーや交流研究会など積極的な情報提供を随時受け付けています。

takahasi@nara-edu.ac.jp まで、お寄せください。

広報委員長 高橋豪仁（奈良教育大学）

4-6. 学生研究奨励賞選考委員会

学生研究奨励賞のご案内

学生研究奨励賞の制度は2018年度に設けられ、本年度2年目を迎えております。この制度は本学会の学生会員の優れた研究を顕彰かつ奨励することを目的としており、「論文部門」と「発表部門」の2部門において、授与することになっております。

本年度の「論文部門」は、残念なことに2019年に刊行されたスポーツ社会学研究1号・2号共に学生会員が筆頭者である原著論文の掲載がありませんでしたので、選考対象者がおりませんでした。「発表部門」は、2020年3月14日（土）・15日（日）に秋田大学で開催されます日本スポーツ社会学会第29回大会の一般発表（口頭発表のみ、共同研究の場合は筆頭者が学生会員の一般発表）が選考対象となります。詳細につきましては、日本スポーツ社会学会第29回大会のHPをご覧ください。

学生会員の皆様はもとより正会員の方々におかれましても、周りにいらっしゃる学生会員の皆様に本制度をご周知いただき、この制度をきっかけに学生会員の皆様の研究がより洗練されたものとなり、論文投稿および口頭発表へとつなげていただければと思います。

奨励賞選考委員長 奥田睦子（京都産業大学）

5. 故 ダニング先生 追悼文

エリック・ダニング教授の逝去を悼む

菊 幸一

そこは、英国レスター市の郊外にある、いかにも歴史を刻む教会の前庭の、何の変哲もない芝生にあった。2019年10月末の昼下がり。太陽が時おり雲間から顔をのぞかせるものの、すでに本格的な冬の到来を思わせるような肌寒い空気が漂う、その場所にエリックのお墓はあった。しかし、そこには墓標も、何もない。大きな2つの樹木の間に挟まれた芝生の下に、親族とともに眠っているという。あるのは、芝生手前の道にポツンと置かれた小さな献花台のようなものだけである。私を案内してくれた彼の息子のマイケルによれば、英国では今、墓標や石碑の類を置くことはないのだという。



エリックの訃報は、彼が亡くなった2019年2月10日の翌日に、ノルベルト・エリアス財団からの速報によって、彼の盟友であるステファン・メネルからもたらされた。享年82歳。長い療養生活に入っていることは、彼の弟子であるラフバラ大学のドミニク・マルコム氏から2018年10月に韓国であった国際会議で聞かされていた。結局は墓参りとなってしまった今回の英国調査（訪問）の折に、見舞いに行きたいと思っていた矢先のことで、生前にもう一度会えなかったことが悔やまれてならない。

私がノルベルト・エリアスの名とともに、エリックを知ったのは、1980年に入学した筑波大学大学院のゼミで、ケネス・シェアドとの共著“Barbarians, Gentlemen, and Players”と出会ってからである。そこに書かれてあった彼の英文の読解は決して易しいものではなかったが、英国スポーツの歴史社会学を理論的ではありながら、具体的資料に基づいて的確に論じていく面白さに接して、日本の近代スポーツの歴史にもこれと同様な視点から社会学的に論じられるのではないかというヒントを得ることができた。そして、その時に日本のプロ・スポーツ（プロ野球）が成立に至るまでの過程を射程に入れた歴史社会学（当時は、まだこの名称自体も一般的はなかったが）を博士論文のテーマとして書いてみたいと思ったのである。その意味では、彼の著書との出会いがなければ、私の博論もなかったわけである。

時を経て1992年10月2日のお昼過ぎに、私はレスター駅でエリックと初めて出会うことができた。文部省から派遣される長期若手在外研究員として、日本人研究者として初めて彼のもとで研究する機会（8ヶ月滞在）に恵まれたのである。何せ初めての海外でもあ

り、否応なく緊張する私に向かって、エリックは笑顔満面の表情を浮かべながら「Koichi !!」といきなりファースト・ネームで私を呼び、歓迎してくれた（その後、大学への挨拶もそこそこに、研究所近くのパブに連れて行かれたのだが…）。今想えば、これが彼とのその後の長い付き合いの原点であり、私の後に続いて彼を訪問した日本人研究者たち（島根大学・中山正吉氏、関西学院大学・奥村隆氏、早稲田大学・大平章氏など）に対する変わらぬ基本的な態度に通じていたように思う。当時、レスター大学にはさまざまな分野で十数名ほどの日本人研究者が滞在していたが、彼らは私に対するエリックの明るく親切な態度を聞くたびに、羨ましがっていたものである。



1992年当時のCRSSメンバー（右端手前がエリック、その後ろが筆者）

当時、彼が所属していたレスター大学スポーツ社会研究センター（Centre for Research into Sport and Society, CRSS）は開所したばかりで、エリックを中心に主に英語圏に対する通信制修士課程を展開していた。もちろん、昼間の院生の授業（1年制課程）や社会人院生の授業（2年制課程）も同時に行われており、講義というよりは議論中心の演習に近い授業であった。理論編では、すでに内外の関連論文が網羅されたテキストが用意され、全体授業の前半はこれを共通に予習し内容を深める。実践編では、院生が興味・関心を抱くテーマについて報告し、その背後にある理論的な枠組みを含めて検討する。私にとっても、前半のスポーツに関連すると思われる社会学理論の解説や検討は非常に参考になった。そこでは、言うまでもなくエリアス派（Eliasiian School）の理論が、他の理論と比較検討されながらその長所を中心に講じられていくわけであるが、その過程自体が理論の単純な良し悪しを決めつけるのではない理解に導いてくれるという点で、社会学理論の論争の重要性に気づかせてくれるものであった。当時は、英国だけでなく広くヨーロッパや南米等でもサッカー・フーリガン問題が取り上げられていたので、CRSSもそのような社会問題を研究するセンターのように見られていたのだが、その研究内容はそれに止まらず、スポーツ社会学の全体像を考える上でも非常に重要な拠点であったように思う。残念ながら、エリックの退官後、このセンターは閉所されてしまったが、日本にも同じようなスポーツ社

会学研究所を開設するヒントを与えてくれているように思われる。

エリックは日本に2度来日している。そのうちの1つが、日本スポーツ社会学会が1997年3月に開催した国際シンポジウム「スポーツは世界を変える」でのゲストスピーカーとしてであった（この報告は、日本スポーツ社会学会編（1998）『変容する現代社会とスポーツ』世界思想社、として出版されている）。彼は、「近代国民国家とスポーツ」というテーマセッションで、「近代スポーツの発展とグローバル化」と題する講演を行っているが、その内容は日本ですでに翻訳紹介されていた『スポーツと文明化（原題：Quest for Excitement）』（法政大学出版会、1995）の趣旨に基づきながらも、21世紀の世界情勢（とりわけアジア）とスポーツとのダイナミックな関係（figuration）を的確に指摘したものであった。曰く「21世紀には上昇する中国と比較的下降するアメリカとの間だけでなく、中国と日本の間でも厳しい緊張関係が生じることになるであろう。このような文脈の中では、フェアプレイと敵への友好的なライバル心のエートを強調するスポーツの形態（figuration）は、これらの緊張関係があらゆる側面にエスカレートすることを阻止する助けとなるかもしれない」（p.224）と。この予言は、われわれスポーツ社会学者に対する研究への期待と彼が基盤とする Figural Sociology に対する理論的可能性を示唆したものととも考えられよう。

さて、この来日では奈良ホテルに10日間ほど宿泊してもらったが、その間彼が少なからず目を丸くして驚いていたのは、日本の（高級？）ホテルに置いてあったスポーツ新聞の中刷りに、女性ヌードが堂々と掲載されている非文明的（？）な状況に対してであった。他方、私が驚かされたのは、彼が毎晩部屋に置いてあった冷蔵庫の飲み物をすべて空にしていたという酒豪ぶり（？）に対してである。

エリックの追悼にあたって、彼の業績や日本に対する影響をつまびらかにする必要があるとは思いますが、それはまた別の機会に譲りたい。今は、静かに彼が眠る古びた教会の芝生の情景を思いながら、彼を偲びたいと思うのである。

なお、エリックの追悼と業績については、ノルベルト・エリアス財団が発行している “Figuration”（50号、2019年3月、pp.22-23）に掲載されているので参照されたい

（<http://norbert-elias.com/wp-content/uploads/2019/03/Figurations-50.pdf>）。また、日本にも、エリックの翻訳を多数手がけている大平章氏がまとめた日本語エリアス研究文献サイトがあるので、日本の研究への影響の一端については、これを参照されたい

（<http://www.norberteliasfoundation.nl/docs/pdf/BibliographyJapanese.pdf#search=%27E3%83%8E%E3%83%AB%E3%83%99%E3%83%AB%E3%83%88%E3%82%A8%E3%83%AA%E3%82%A2%E3%82%B9+%E7%A0%94%E7%A9%B6%27>）。

最後に、エリックのお墓まで私を案内してくれた息子のマイケル・ダニング氏は、現在レスター大学社会学部の講師（lecturer）を務めており、父親であるエリックと同じ理論を継承しながら、暴力やテロ、リスクに関する研究を行っているとのことである。それを聞いて、エリックの安らかな顔が思い浮かぶのは、私一人だけではあるまい。

合掌。

6. 国際学会報告

World Congress of Sociology of Sport 2019に参加して

高尾将幸

2019年4月24日から27日にかけて、ニュージーランドのオタゴ大学で World Congress of Sociology of Sport 2019 が開催された。研究発表のため参加したこともあり、ここでは発表の傾向を中心に様子をお伝えしたい。なお、国際スポーツ社会学会（ISSA）の会報にも同大会の詳細なレポートがあるので参照されたい。

(<http://issal965.org/wp-content/uploads/2015/05/ISSABulletin22019F-1.pdf>)

今年でちょうど開学150周年を迎えるオタゴ大学では紅葉が見頃であり、静謐な空気の中、終始和やかな雰囲気の中で大会は進行した。同大会がニュージーランドで開催されるのは今回が初めてであるが、同国からはISSAの会長を務めたスティーブ・ジャクソン氏はもちろん、スポーツ社会学だけでなく広く隣接領域で活躍する研究者が多く輩出されている。大会テーマは“Sociology of Sport and Alternative Futures”で、リベラルな風土を持つニュージーランドにふさわしいテーマだと感じた。

大会初日のパネルディスカッションでは、女性にとってのポジティブな社会変革におけるスポーツの可能性をめぐって、ニュージーランドのスポーツ・レクリエーション担当大臣グラント・ロバートソン氏、ISSA前会長エリザベス・パイク氏、ニュージーランド・オリンピック委員会女性として初のCEOを務めているケアリン・スミス氏らが登壇し、ニュージーランドにおける女性スポーツの推進を中心に、活発な議論が展開された。

同日のキーノート・スピーチにはオーストラリアの社会学者であるデボラ・ラプトン氏（日本でも『食べることの社会学——食・身体・自己』という翻訳書がある）が登壇し、数量データによる健康やフィットネスに関連した自己追跡 self-tracking について発表があった。2018年の日本スポーツ社会学会27回学会大会でも「スポーツとモニタリング」というテーマでシンポジウムが開催されたが、国際的に見ても注目が集まっているトピックであると感じた。三日目に開かれたもう一つのパネルディスカッションでは、アメリカで起こった偽論文問題 The Grievance studies affair が取り上げられた。所謂「ソーカル事件」の現代版とも言うべき事件だが、社会的な 이슈 をめぐる研究の質保証について考えさせられる話題であった。

一般発表の傾向について言うと、今大会で最も多くの発表がなされたのが「ユース・スポーツ」のセッション（全16演題）であった。ジェンダーに関連するものとして「ジェンダーとポリティクス」が8、「ジェンダーとスポーツ」が10となっており、実質的には最も発表者が多いトピックであったと言える。その他、「スポーツ・メガイメント」「スポーツ・メディア」「オルタナティブな未来」がそれぞれ12、「スポーツとナショナル・アイデンティティ」が11であった。

「ユース・スポーツ」に関しては、16演題のうち日本から3本の発表（全て本会会員）があり、決して国際的にみて不調というわけではない。しかし「スポーツ・メガイメント」については12本中1本（報告者のグループ）であり、相対的には少ない状況であった。2019年のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を控えている状況を鑑みると、今後の発信が期待される場所である。

「スポーツ・メディア」については、マスメディアにおける表象に加えて、ソーシャルメディアとスポーツに関する研究報告があった。他の部会でもソーシャルメディアを扱った発表が散見されるなど、今後ますます注目が集まるトピックであるように感じた。日本

ではカルチュラルスタディーズなどの影響もあり、比較的マスメディアに関する蓄積はあるものの、ソーシャルメディアの登場に代表されるメディア環境の変化を踏まえた新たな研究が求められるように思われる。

さらに大陸別の演題数の傾向も紹介したい。各演題の筆頭報告者の国籍を元にカウントした結果を表に示した。アクセスの良さも奏功してか、実は最も多かったのはアジアの65演題である。内訳は中国(31)、韓国(14)、日本(9)、台湾(7)、香港(2)、シンガポール(1)、イラン(1)となっている。中国が最多ではあるが、ビザが発行されなかった等の理由で急遽発表が中止になるケースもいくつか見られたのが残念であった。

表 ISSA2019における大陸別演題数とその割合

	演題数	割合
欧州	47	23.3%
アフリカ	1	0.5%
北米	33	16.3%
南米	9	4.5%
オセアニア	47	23.3%
アジア	65	32.2%
	202	

大会期間中、韓国や中国の研究者・大学院生と交流をする機会を得たが、その中で感じたことは、彼らが英語を用いて国際的な研究業績をあげることに非常に熱心であるという点である。これまでも日本に留学するアジアの研究者や大学院生はいたが、今後、グローバルな場で(つまり英語を用いて)のキャリア形成を目指すアジアの若手研究者は急速に増えていく予感がする。スポーツマネジメントやスポーツ教育学にはアジアを冠した国際的な学会が存在するが、社会学においてもメガイベントの経験やアスリートの越境ないし移動といったトピックなど、アジアという地政学的かつ歴史的な位置を踏まえた議論の場が必要になっているように思われる。その他、リンカーン大学所属で本会会員でもある小林広治(Koji Kobayashi)先生、南太平洋大学の金升陽子(Yoko Kanamasu)先生といった、日本出身で海外の大学に勤めている研究者とも親交を深めることができた。国際交流委員会として、今後はアジアのみならずオセアニアとのネットワークづくりにも努めていきたい。

以上

7・事務局より

7-1. 2019年度理事会議事録（第2回～第6回）

2019年度 日本スポーツ社会学会 第2回理事会（メール審議） 議事録

期日：2019年5月10日～5月20日

議事録担当：石坂（事務局長）

<審議事項>

1・第29回学会大会の開催日について

第29回学会大会の開催日について、2020年3月14日（土）、15日（日）の開催日とすることを審議し、これを承認した。開催曜日については、社会人院生の増加に伴い、土・日を優先したことを確認した。スポーツ関連の他の学会と日程重複する可能性については、今後よりよい開催日を模索することを確認した。

以上

2019年度 日本スポーツ社会学会 第3回理事会（メール審議） 議事録

期日：2019年6月5日～6月12日

議事録担当：石坂（事務局長）

<審議事項>

1. 学生研究奨励賞選考委員の交代について

すでに選任がなされた学生研究奨励賞選考委員について、細則では委員長、副委員長を理事から選任することになっていたことが分かり、理事は委員長のみであったことから、1名の委員を交代して（非公開のため省略）、理事（非公開のため省略：事務局追記）を副委員長に選任することが審議され、承認した。

以上

2019年度 日本スポーツ社会学会 第4回理事会 議事録

期日：2019年9月12日（木）15：30～18：30

場所：慶應義塾大学日吉キャンパス 独立館 D408

出席者：石坂、海老島、大沼、岡田、奥田、菊、高尾、高橋、中江、西山、前田、松田、渡（以上、理事）、飯田（監事）

オブザーバー：杉本（編集企画委員長）、伊藤（第29回学会大会開催校）

欠席者：甲斐、清水（以上、理事）、西村（監事） 以上、敬称略

議長：西山理事長

議事録：浜田（事務局次長）

議事に先立ち、西山理事長より出席状況の確認がなされ、開会宣言が行われた。

＜報告事項＞

1. 2019年度理事会（メール審議）議事録の確認【資料1】

西山理事長より、第2回、第3回理事会（メール審議）の議事録について確認が求められ、異議はなく認められた。

2. 各委員会の活動進捗状況（各委員会）【資料2】

それぞれの委員会活動の3月以降の進捗状況について、資料の通り報告がなされた。また質疑応答や補足の説明から、以下の事項が確認された。

(1) 編集委員会（岡田委員長）

今年度発刊予定である学会誌（第27巻第2号）の編集作業の状況、投稿論文および審査の概況（投稿論文は掲載なし）、開催した会議、来年発刊予定の第28巻第1号の特集について、資料に基づき説明がなされた。

(2) 研究委員会（大沼委員長）

今年度関西・関東で開催した学生フォーラムの概況、来年の学会大会シンポジウムのテーマ案について、資料の通り報告がなされた。また、例年関東と関西で交互に開催している学会大会の学生フォーラム企画について、開催場所と担当地域を合わせる理由から、2019年度は関東、2020年度は関西が担当予定であることが報告された。また研究セミナーについて、関東・関西ともにこれまでと同じく公開セミナーとして開催される予定。

(3) 国際交流委員会（前田委員長）

学会大会でのシンポジウム企画については議事（審議事項6）に応じて対応していくことが報告された。また、「国際スポーツ社会学会」参加の委員から報告があり、次回会報で情報発信を行う。

(4) 広報委員会（高橋委員長）

今年度の会報73号（7月）の配信と74号（12月を予定）の準備状況、学生フォーラムの案内やシンポジウム・セミナー等の案内をメール配信、ホームページを通じて告知したことが報告された。

(5) 電子ジャーナル委員会（渡委員長）

学会誌第27巻第1号掲載の2本の論文の電子ジャーナル化を行ったことが報告された。

(6) 学生研究奨励賞選考委員会（奥田委員長）

今年度の奨励賞選考に向けて、前委員会から引き継ぎ事項となっていた論文部門、及び発表部門の選考内規について、事務局と相談しながら検討を進めたことが報告された。内規の改訂については議事9.で行う。

3. 出版企画について（杉本委員長）【資料3】

杉本編集企画委員長より、『2020 東京オリンピック・パラリンピックを社会学するー日本のスポーツ文化は変わるのかー』（仮題）の出版に向けた委員会の活動報告がなされた。編集作業は概ね順調に進んでおり、8月末に原稿提出が締め切られ、これから12月の入稿、来年3月末の出版に向けて編集作業を進めていくことが報告された。

また、2019年8月末時点の中間決算、決算予定、および2020年予算案について説明があった。2018年以降の予算総額は18万円（学会特別会計から10万円、創文企画からの企画編集経費として8万円、うち2018年に28,466円を執行）であり、2019年の会議費、交通費、編集費として106,696円の執行を予定、2020年は残額の45,000円を会議費、交通

費、編集費として予算計上する。

4. その他 事務局よりの報告【資料 4】

石坂事務局長より、以下の 5 点について報告があった。

- ① 日本スポーツ体育健康科学学術連合（監事学会）の正式委員に、菊会長と西山理事長が登録された。
- ② 社会科学系コンソーシアム評議員として、菊会長と西山理事長が登録された。
- ③ 会員と連絡をとる必要のある研究委員会、編集委員会各委員長に、パスワードを付与した会員メールアドレス一覧を提供することになった。
- ④ 劣化が進んでいた会長印を新調した。
- ⑤ 会費などの振込通知（振替受払通知票）が 2020 年 4 月から有料（1 通 100 円）になるため、今後は無料の Web サービスからダウンロードした通知を、事務局から創文企画に定期的を送ることになった。これによる事務業務委託費の変更はない。

< 審議事項 >

1. 第 28 回大会（福岡大学）決算報告について（事務局）【資料 5】

石坂事務局長より、福岡大学で開催された第 28 回学会大会の決算報告について説明がなされた。学会からの助成金 20 万円に対して、余剰金が生まれ 23 万円の返金があった。この点に関して、前回理事会より残金が出た場合は返金する形になっていることが確認された。特に異議などはなく、決算報告は承認された。

2. 第 29 回大会（秋田大学）進捗状況について（大会開催校）【資料 6】

大会実行委員長である伊藤会員より、第 29 回学会大会の進捗状況について説明がなされた。主な変更点として、学生研究奨励賞の審査に絡んで、一般発表の申込および抄録提出の締切が例年よりも 1 週間ほど前倒しされること、今年度は大会参加費に加えて懇親会費でも早割を適用することが提案された。また、秋田市コンベンション開催支援助成金に申請をしており、県外からの参加者が 100 名を超えた場合は 1 人あたり 1,000 円の補助がある。

懇親会費に早割を設定する理由として、事前申込が増え、当日の手続きの煩雑化を避けられることなどが挙げられた。なお、この早割案では、大会と懇親会の両方に参加した場合には 1,000 円ずつ、計 2,000 円が割引される。この案に対して、学生会員の懇親会は、今後の可能性として参加費の安い情報交換会にする、一般会員の参加費を高くして学生会員の負担を減らすなどの意見が出され、引き続き検討を行うことになった。

発表申込および抄録提出締切のスケジュール変更に関して、奥田学生研究奨励賞選考委員長から説明がなされた。発表部門の選考に際しては、大会プログラムが組まれる前に 1 次審査を終えることが必要であり、審査期間を確保するためには申込締切を前倒しする必要がある。審議の結果、スケジュール変更（受付の 1 週間前倒し、審査期間の短縮）が承認された。

3. 2019 年活動計画および 2019 年補正予算案について（各委員会、事務局）【資料 2・7】

4. 2020 年活動計画および 2020 年予算案について（各委員会、事務局）【資料 7・8】

議事の 3. と 4. は合わせて審議され、それぞれの委員会活動の進捗状況について資料のとおり報告がなされた。質疑応答や補足の説明から以下の事項が確認されたのち、すべて

の報告が承認された。

(1) 編集委員会（岡田委員長）

学会誌 28 巻第 1 号、第 2 号の編集作業を行う。第 27 巻第 2 号の投稿論文掲載数が 0 本だった件に関して、今後学会全体として何らかの形で投稿を促すことを検討していく必要性が指摘された。

(2) 研究委員会（大沼委員長）

例年通りシンポジウムの実施、学生フォーラム（関東・関西）の開催、研究セミナー（関東・関西）の開催、2021 年学会大会でのシンポジウムテーマ、登壇者の決定を行う。なお、オリパラ関連の国際会議に合わせて、招聘者によるセミナーを企画することも検討する。

(3) 国際交流委員会（前田委員長）

学会大会でのシンポジウム開催の有無、横浜学術会議（後の議事で審議）に応じて担当を行う。

(4) 広報委員会（高橋委員長）

来年度の会報 75 号（7 月）、第 76 号（12 月）の配信、学生フォーラムの案内やシンポジウム・セミナー等の案内をメール配信、ホームページを通じて告知する。2019 年の中間決算が予算超過していることについて、昨年度支払いが滞ったホームページ管理費（5 万円）が含まれているためであることが説明された。また、管理費は今年から 1 万 5 千円に値下げされたことが報告された。

(5) 電子ジャーナル委員会（渡委員長）

掲載される論文がないため、27 巻第 2 号の投稿論文の電子ジャーナル化はなくなった。第 26 巻第 2 号の特集論文の電子化を行う。

(6) 学生研究奨励賞委員会（奥田委員長）

奨励賞の選考を行う。

石坂事務局長より、各委員会の報告をもとに 2019 年中間決算の説明がなされた。各委員会から補正予算の要請はなかった。理事選挙費用を盛り込んでいなかった事務局経費が 10 万円ほどの赤字となる見込みで、そのまま赤字決算で対応する。特に意見などなく、中間決算は承認された。

続けて、石坂事務局長より 2020 年予算案について説明がなされた。収支上は 13 万円ほどの赤字になるが、この後の審議で計上されない可能性のある予算があるため、この差額はなくなる見通しである。

また、会計作業の簡素化のために、立替払いをなるべく減らすこととし、その対策として振込手数料の増額が提案された。特に意見などなく、2020 年予算案は承認された。なお、議事 7. の過去会計の修正に関して、補正の必要が生じる可能性があることが説明された。（後日審議を行う予定 ※事務局追記）

5. 「2020 横浜スポーツ学術会議」について【資料 9】

西山理事長より、2020 年 9 月に横浜で開催される国際スポーツ学術会議について説明がなされた。本学会が関わるシンポジウム・講演などについてはこれまで研究委員会が中心となっており対応していたが、役割分担をして、今後は国際交流委員会へとその中心をシフトしていきたい旨が提案された。また、菊会長からも横浜スポーツ学術会議の位置づけについて説明があり、この機にテーマに関する動向のリサーチや招聘するゲストのリストアップなどへの関与について依頼があった。なお、本学会が関わる予定は以下の 5 つのシンポジウムおよび 1 つの講演である。

- ① カテゴリーD「スポーツと身体文化」に関するシンポジウム
- ② カテゴリーE「スポーツと持続可能性」に関するシンポジウム
- ③ カテゴリーL「トップアスリートの社会貢献」に関するシンポジウム
- ④ カテゴリーQ「テクノロジーとスポーツ」に関する講演「AI とスポーツ」
- ⑤ カテゴリーQ「テクノロジーとスポーツ」に関するシンポジウム
- ⑥ カテゴリーS「スポーツとリスク」に関するシンポジウム

審議の結果、上記の6つそれぞれの提案者と国際交流委員会で相談し、国際交流委員がサポート役として入る、あるいは適任者をサポート役として依頼する方向で進めていくことが確認され、異議などなく承認された。なお⑤については他学会が中心の企画であるため、西山理事長がサポート役に入ることになった。

6. 学会大会におけるシンポジウムの集約について（理事長）

報告事項の2. および審議事項の5に関連して、西山理事長より、学会大会におけるシンポジウムは研究委員会が中心となって企画し、国際交流委員会のシンポジウムは常設しなくてもよいことが確認された。その上で横浜での学術会議によって委員の負担が大きくなること、大会スケジュールに余裕を持たせることなどの理由から、第29回大会では国際交流委員会企画のシンポジウムを開催しないことが提案された。記念大会となる第30回大会は改めて検討することにし、提案は異議などなく承認された。

次に西山理事長より、資料6にある第29回大会のスケジュールについて、近年一般発表が増えていることから、同じ時間に多くの発表が重ならないよう、余裕あるスケジュールの組み方に修正していく方向性が提案された。菊会長からも、学会大会の本来の意義である一般発表を通じた意見交換を基本にしていきたい旨の説明があった。審議の結果、異議などなく提案は承認された。

7. 2015-2017年の学会会計に関する問題点について（事務局）【資料10】

石坂事務局長より、2015年から2017年にかけての学会会計が大きくズレている問題について、資料をもとに説明がなされた。問題が発生した要因として、会計が年度から年に変更されたこと、各委員会で予算を管理して繰り越していた方式から、事務局が一括管理を行う方式に変更されたこと、出納のつけ方が不適切であったことなどが考えられる。問題の概要および提案された対応策は以下の通りである。

- ① 2017年の決算報告で、特別会計に支出されていない37万5,912円が計上されたこと
→ 2019年決算で一般会計から特別会計へ37万5,912円の繰り入れを行い、理事会、総会で承認を得る。
- ② 25周年記念誌編集委員会の支出において、委員会経費とは別に事務局が支出した分が含まれていた。その結果、委員会に残金がある。
→ 余剰金を委員長に返金してもらい、特別会計に繰り入れる。
- ③ 2017年国際交流委員会の決算報告に10万円の申告漏れがあった。
→ 決算報告において10万円の記載ミス（繰越金があったため収支に変更はなし）があったことを理事会、総会で報告し、会計報告は修正しない。
- ④ 委員会が保有するレターパック（70通=25,200円分）の返還を受ける。

②に関して、委員長であった松田理事より、当時の決算報告を精査した結果、本報告のために事務局が作成した出納に漏れ（未提出の領収書と領収書のないものが存在する）があることが補足説明された。領収書の有無などについて質問があったものの、現状では事実確認ができないため、菊会長より、まず本事項で示された修正内容①～④を考え方として承認することが提案され、異議などなく承認された。また西山理事長より、本件は監査報告が行われた事案でもあり、一委員会の責任に帰するのではなく、今後の会計処理の仕方についてはいったん保留した後、事実確認をしてから審議を行うことが提案され、異議なく承認された。（その後、委員会からの返金額は11万7,748円と確定し、理事会で確認のための審議が行われる予定。特別会計は73万7,873円に回復する見込み。 ※事務局追記）。

8. ジェンダー平等実現に向けた理事選出方法の改訂について（理事長）【資料11】

西山理事長より、2010年に閣議決定された「第3次男女共同参画基本計画」の「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を背景として、理事選出方法の改訂について説明がなされた。他学会の状況などにも鑑みた結果、本学会でも次回理事選挙でまず30%という目標に向けて何らかのポジティブアクションを実施することが提案され、議論の結果、異議などなく承認された。

また石坂事務局長より、他学会での導入経緯・導入後の変化などについての説明の後、理事選挙でのクォータ制実施の具体的方法案として以下の3つが示された。

- ① 投票時に女性枠を設定する。
- ② 設定した女性枠を満たすまで女性最多得票者を繰り上げる。また会長推薦枠に女性枠を設ける。
- ③ 30%目標を満たすまで会長推薦枠を増加して対応する

西山理事長からは三役として②が方法として最も妥当と考えていることが説明され、審議の結果了承された。2021年1月の理事選挙に間に合わせるためには、2020年3月の理事会、総会で役員選出細則等を改訂する必要があるため、②の考え方を基本に改訂作業が進められることが承認された。

9. 会則・委員会規定等の改訂について（各委員会、事務局）【資料12】

(1) 石坂事務局長より「会則」に関する改訂案が提出された。変更された学生会員の定義について質問があり、学会研究奨励賞における公平性の観点から意見が交わされた。審議の結果、学生会員の資格（第5条(3)、下記）については継続審議となった。それ以外の条項については原案通り承認された。改訂は総会の決議を経て行われる（※事務局追記）。

改訂案→継続審議	現行
(会員の種別) 第5条 会員の種別は次の通りとする。 (3) 学生会員：本会の目的に賛同し、その事業に関心を有する学生は、正会員1名の推薦に基づいて、理事会の承認を得て、	(会員の種別) 第5条 会員の種別は次の通りとする。 (3) 学生会員：本会の目的に賛同し、その事業に関心を有する学生は、正会員1名の推薦に基づいて、理事会の承認を得

<p>学生会員になることができる。<u>なお、大学、または関連する研究・教育機関の常勤の職に一度でも就いた者はこの種別の会員になることはできない。</u></p>	<p>て、学生会員になることができる。</p>
---	-------------------------

(2) 石坂事務局長より「役員選出細則」に関する改訂案が提出された。審議の結果、原案通り承認された。改訂は総会の承認を経て行われる（※事務局追記）。

(3) 岡田編集委員長より「編集委員会投稿論文審査要領」、「『スポーツ社会学研究』常時受付・査読システムの運用内規（査読者用抜粋）」、「HP上の記載」に関する改訂案が提出された。審議の結果、原案通り承認された。

「『スポーツ社会学研究』の発行に関する諸規程」についての条項に関する改訂案(下記)について意見が交わされ、審議の結果、継続審議となった。そのほかの条項については原案通り承認された。

改訂案→継続審議	現行
<p>Ⅱ. 執筆要項 1. 使用する言語は<u>原則として</u>日本語とします。 (中略)</p>	<p>Ⅱ. 執筆要項 1. 使用する言語は日本語とします。<u>(特別寄稿、特集論文については別途定めま</u> <u>す)。</u> (中略)</p>

(4) 奥田学生研究奨励賞選考委員長より「学生研究奨励賞（論文部門）選考内規」、及び「学生研究奨励賞（発表部門）選考内規」に関する改訂案が提出された。審議の結果、会則との整合が問題となる学生会員の資格（第1条）を継続審議とし、そのほかの条項については原案通り承認された。関連して、論文部門が該当者なしにならないよう環境を整備していくことの必要性が議論された。また、「学生研究奨励賞選考委員会細則」の改訂案が提出され、審議の結果、原案通り承認された。

改訂案→継続審議	現行
<p>第1条 日本スポーツ社会学会は、スポーツ社会学分野における学生会員（<u>会則による</u>）の優れた研究を顕彰かつ奨励することを目的として、「学生研究奨励賞（論文部門）」を設ける。</p>	<p>第1条 日本スポーツ社会学会は、スポーツ社会学分野における学生会員（<u>研究・教育機関で専任の職を有する者を除く</u>）の優れた研究を顕彰かつ奨励することを目的として、「学生研究奨励賞（論文部門）」を設ける。</p>

改訂案→継続審議	現行
<p>第1条 日本スポーツ社会学会は、スポーツ社会学分野における学生会員（<u>会則による</u>）の優れた研究を顕彰かつ奨励することを目的として、「学生研究奨励賞（発表部門）」を設ける。</p>	<p>第1条 日本スポーツ社会学会は、スポーツ社会学分野における学生会員（<u>研究・教育機関で専任の職を有する者を除く</u>）の優れた研究を顕彰かつ奨励することを目的として、「学生研究奨励賞（発表部門）」を設ける。</p>

10. リポジトリ転載許可依頼書の作成について（案）（事務局）【資料 13】

石坂事務局長より、機関リポジトリ対応規程に関する改訂案（許可の審査を広報委員会から電子ジャーナル委員会に変更する案）が提出された。審議の結果、原案のとおり承認された。改訂は総会の承認を経て行われる（※事務局追記）。あわせて、転載許可依頼書を広報委員会経由で学会ホームページに掲載すること（総会承認後 ※事務局追記）、特集の「ねらい」は転載対象の論文には該当しないことが確認された。

11. 入退会のメール審議について【資料 14】

石坂事務局長より、入退会の審議方法について以下の提案がなされ、承認された。

- ① 原則として入退会承認はこれまで通り、年 2 回の通常理事会（3 月、8 月）に行う。
- ② 臨時理事会（メール審議）においても入退会承認を行えるものとする。ただし、推薦人のいない入会希望者（事務局推薦）は研究領域・主な研究業績などの提出を義務づけ（様式については今後事務局で検討する）、通常理事会のみで審査を行う。

これまで、論文投稿のためだけに入会するケースを防ぐため（2 年の会費納入で投稿が可能になる）、年 2 回の理事会審査と入会から投稿できる期間の設定によって対応してきたのではないかと、という質問が出されたが、学会誌が常時投稿可能になった際に、規程を満たせば入会から短い期間でも投稿が可能になることが理事会承認されていたこと、また、昨今の投稿数減少などもあり、今後は多くの投稿を促す方向で行きたい旨が説明された。加えて、入会申請から理事会開催までに時間がかかったり、申請時期で不公平が生じたりすることはメール審議で解消できることが説明された。その他、投稿料・掲載料を取る形で非会員からの投稿を受け付ける可能性についても意見が出された。

12. 学会印の作成について

西山理事長より、ケースは多くないものの、会長印で対応できない事態が生じており、学会印を新たに作成することについての説明があり、異議などなく承認された。

13. 第 30 回大会開催校について

西山理事長より、第 30 回大会（2021 年）開催校の選定状況について説明がなされた。今後会員に引受先の大学を募集し、その結果を待って検討を進めることにした。

14. 入退会会員について【資料 15】

西山理事長より、新規入会者について説明がなされ、入会が承認された。理事会時点で会費の入金確認がとれていない会員が 1 名おり、入金確認後の承認とすることを確認した。

西山理事長より、退会者および退会予定者について説明がなされ、退会が承認された。なお会費の支払いが遅かったことなどから、昨年度の理事会で承認漏れとなっていた会員 1 名について、遡って退会承認した。

事務局推薦による新規入会について、提出された研究業績等を回覧の上、承認した。なお、研究業績等の提出は、あくまでどのような方が入会を希望しているかを知ってもらうための前向きな資料とし、業績がなければ入会できないというわけではないことが確認された。

15. スポーツ社会学会賞について【資料 16】

西山理事長より、2010 年に制定された「日本スポーツ社会学会賞」規程について説明が

あり、これから内規やマニュアルを作成し、2020年3月の理事会で審議することを確認した。

16. 学会ホームページについて【資料 17】

高橋広報委員長より、学会ホームページの現状と課題およびそれへの対応について説明がなされた。解決できていない課題としてホームページがスマホ対応になっていないこと、常時 SSL に対応していないこと、2020年8月31日で現在のサーバー契約が終了することなどが挙げられ、3社からの改訂案見積もりが提出された。また、石坂事務局長より、現在のサーバー費用は割高であること、変更にかかる費用などについての補足説明があった。来年度にはサーバーを新しいものに移す方向で検討を進めていくことが提案され、異議などなく承認された。また年度末に支払われているサーバー使用料がいつまでの契約になっているのかを確認する必要があることが示された(2019年4月15日～2020年4月14日まで。※事務局追記)。

17. その他

菊会長より、今後はメール審議を活用して、理事会の効率化を図っていくことが提案された。

以上

2019年度 日本スポーツ社会学会 第5回理事会（メール審議） 議事録

期日：2019年10月2日～10月20日

議事録担当：石坂（事務局長）

< 審議事項 >

1. 2015-2017年の学会会計に関する問題点について（再審議）【資料 1、2】

第4回理事会で修正が提起された2015-2017年の学会会計に関する問題点について、【資料 1】の修正案、並びに会計報告（2019年中間決算、2020年予算）【資料 2】の修正案が認められた。また、25周年記念誌編集委員会より記載額の返金を受け、レターパックも事務局に返納されたことが確認された

2. 会則の学生会員条項について（再審議）

第4回理事会で継続審議になった事務局からの改訂案（第5条）について、以下のような修正案が承認された。なお会則の修正には総会の議決が必要となる。

改訂案	現行
（会員の種別） 第5条 会員の種別は次の通りとする。 （中略） （3）学生会員：本会の目的に賛同し、その事業に関心を有する学生は、正会員1名の推	（会員の種別） 第5条 会員の種別は次の通りとする。 （中略） （3）学生会員：本会の目的に賛同し、その事業に関心を有する学生は、正会員1

<p>薦に基づいて、理事会の承認を得て、学生会員になることができる。<u>なお、大学、または関連する研究・教育機関の常勤の職にある者はこの種別の会員になることはできない。</u></p>	<p>名の推薦に基づいて、理事会の承認を得て、学生会員になることができる。</p>
---	---

3. 編集委員会投稿論文審査要領、運用内規、発行に関する諸規程（再審議）

第4回理事会で継続審議になった編集委員会からの改訂案（Ⅱ．執筆要項）について、以下のような修正案が承認された。なお編集委員会の諸規程は理事会で決定され、総会で報告を行う。

改訂案	現行
<p>Ⅱ．執筆要項 1. <u>投稿原稿に使用する言語は日本語とします。ただし、依頼原稿については、編集委員会の判断により、他言語の使用を認めることがあります。</u> (中略)</p>	<p>Ⅱ．執筆要項 1. 使用する言語は日本語とします。<u>(特別寄稿、特集論文については別途定めます)。</u> (中略)</p>

4. 学生研究奨励賞（論文部門）、同（発表部門）の改訂について（再審議）

第4回理事会で継続審議になった学生研究奨励賞選考委員会からの選考内規の改訂案（論文部門、発表部門の第1条）について、以下のような修正案が承認された。なお選考内規は理事会で決定され、総会で報告を行う。

奨励賞で受賞者の制限を行う場合（例えば一度正会員になった学生会員は除外するなど）の扱いについては、学生研究奨励賞規程の変更が必要となるため（総会の決議が必要）、2019年度の審査は制限を設けず実施し、何らかの制限を設ける場合は2020年3月の理事会、総会で改訂案の審議を行い、2020年度からの審査に適用することを確認した。

学生研究奨励賞（論文部門）選考内規の改訂

改訂案	現行
<p>第1条 日本スポーツ社会学会は、スポーツ社会学分野における学生会員（<u>会則による</u>）の優れた研究を顕彰かつ奨励することを目的として、「学生研究奨励賞（論文部門）」を設ける。</p>	<p>第1条 日本スポーツ社会学会は、スポーツ社会学分野における学生会員（<u>研究・教育機関で専任の職を有する者を除く</u>）の優れた研究を顕彰かつ奨励することを目的として、「学生研究奨励賞（論文部門）」を設ける。</p>

学生研究奨励賞（発表部門）選考内規の改訂

改訂案	現行
<p>第1条 日本スポーツ社会学会は、スポーツ社会学分野における学生会員（<u>会則による</u>）の優れた研究を顕彰かつ奨励することを目的として、「学生研究奨励賞（発表部門）」を設ける。</p>	<p>第1条 日本スポーツ社会学会は、スポーツ社会学分野における学生会員（<u>研究・教育機関で専任の職を有する者を除く</u>）の優れた研究を顕彰かつ奨励することを目的として、「学生研究奨励賞（発表部門）」を設ける。</p>

5. 第 29 回学会大会の開催要項について（再審議、10 月 12 日に議案に追加）
第 29 回学会大会（秋田大学）の開催要項について【資料 3】のように修正提案され、承認した。
6. 新規入会について（10 月 12 日、16 日に議案に追加）
新規入会希望者について、2 名（学生会員）を入金確認後承認することにした（事務局追記）。

以上

2019 年度 日本スポーツ社会学会 第 6 回理事会（メール審議） 議事録

期日：2019 年 10 月 29 日～11 月 17 日

議事録担当：石坂（事務局長）

< 審議事項 >

1. 2020 年補正予算について【資料 1、2、3】
2020 年に開催される国際スポーツ学術会議に伴い、本学会から提案した講演・シンポジウム企画について、国内ゲストの招聘費用が組織委員会から支払われなくなったことから、学会員外の登壇予定者の交通費と謝金【資料 1】、並びに予備費として、2020 年予算案に対する 20 万円の補正予算（特別会計【資料 2】）を組むことが提案され、審議の結果承認された。
その際、本学会と学術会議とのこれまでの関係性、及び登壇者の変更可能性についての質問があり、理事長から補正予算を必要とするに至るまでの経緯説明がなされた【資料 3】。学術会議への参加は 2017 年度総会で報告がなされていて、本学会として協力をしてきた立場から、その後の状況の変化に対して、企画を変更せずに予算措置で対応することにした。また、特別会計ではなく、一般会計から支出する可能性についても提案がなされたが、2008 年に ISSA を開催した余剰金をもとに運用している特別会計の方が目的の整合性がとれることから、特別会計での支出とすることにした。
2. 新規入会について（11 月 12 日に議案に追加）
新規入会希望者について、正会員 1 名を入金確認後承認することにした（事務局追記）。

以上

7-2. 諸規程の改訂について

第4回理事会、第5回理事会において、会則及び、各諸規程についての改訂（案）が承認されました。「会則」、「役員選出細則」、「機関リポジトリ対応規程」は総会の審議を経て承認されます。修正要項の多い「会則（案）」、「役員選出細則（案）」、「学生研究奨励賞（論文部門）選考内規」、「学生研究奨励賞（発表部門）選考内規」、「学生研究奨励賞 選考委員会細則」、「機関リポジトリ対応規程（案）」について、全文を掲載いたします。なお、編集委員会の「編集委員会投稿論文審査要領」、「『スポーツ社会学研究』常時受付・査読システムの運用内規（査読者用抜粋）」、「HP上の記載」については、理事会議事録（変更点のみ）、全文は学会ホームページでご確認ください。

1. 日本スポーツ社会学会会則（案←2019年度総会にて審議）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は日本スポーツ社会学会（Japan Society of Sport Sociology）と称する。

（目的）

第2条 本会はスポーツに関する社会学的研究を推進し、会員相互の交流を深めることを目的とする。

第2章 事業

（事業）

第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 国内及び国際的学会大会の開催
- (2) 研究会、講演会等の開催
- (3) 機関誌、**会報等**の発行
- (4) 研究に関する学際的及び国際的交流の推進
- (5) 会員の研究に資する情報の収集と紹介
- (6) 会員相互の親睦
- (7) その他本会の目的に資する事業

2 本会の機関誌に掲載された著作物の著作権（「複製権」「公衆通信権」「翻訳権」「二次的著作物の利用権」などすべてのものを含む）は、本会に帰属する。

（学会大会）

第4条 学会大会は年1回以上開催する。

第3章 会員

（会員の種別）

第5条 会員の種別は次の通りとする。

- (1) 正会員：スポーツ社会学あるいはこれに関連する諸科学の研究者及びスポーツの社会学的研究に関心を有する者は、正会員1名の推薦に基づいて、理事会の承認を得て、正会員になることができる。
- (2) 賛助会員：本会の目的に賛同しその事業に協力しようとする、理事会より承認された団体及び個人は賛助会員になることができる。
- (3) 学生会員：本会の目的に賛同し、その事業に関心を有する学生は、正会員1名の推薦に基づいて、理事会の承認を得て、学生会員になることができる。**なお、大学、または関連する研究機関の常勤の職にある者はこの種別の会員になることはできない。**

(会員の権利)

第6条 会員は本会が編集発行する機関誌、会報等の配布を受け、本会の行う事業に参加することができる。

(会費)

第7条 所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けた会員は、次の会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 : 7,000 円 (年額)
- (2) 賛助会員 : 20,000 円以上 (年額)
- (3) 学生会員 : 4,000 円 (年額)

2 ただし、第10条で定める顧問については会費を徴収しない。

(除名等)

第8条 会員で会費の納入を2年間怠った者は、理事会の決議によってこれを除名することができる。

2 本会は、本会の会員が、著しく本会の名誉を棄損する行為をしたことが明らかに認定された場合には、注意・勧告・除名等の処分を下すことができる。

(退会)

第9条 退会を希望する会員は、書面をもってその旨を理事会、もしくは事務局に申し出なければならない。また、退会する者は、会費の滞納金があれば、滞納金を納めなければならない。

第4章 役員

(役員を選出)

第10条 本会の事業を運営するために、正会員の中から次の役員を選出する。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監事 2名
- (6) 顧問 若干名

2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し、任期終了にも拘わらず次期役員が決定されない場合は、役員決定まで引き続き前役員が会務を代行するものとする。

3 役員選出に係わる細部については、理事会において定めた役員選出細則によるものとする。但し、この細則は総会の承認を得ることとする。

(役員の仕事と権限)

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 理事長は理事会を総括する。
- (3) 理事は理事会を組織し、本会の事業の推進と管理運営など会務を執行する。
- (4) 事務局長は、本会の事業と管理運営が円滑に行われるよう、会務を補佐する。
- (5) 監事は本会の会務を監査する。

(6) 顧問は本会の運営にかかわる重要事項について、会長及び理事会の諮問に応じ、助言を行う。

2 本会は、本会の役職にある者が、著しく本会の名誉を棄損する行為をしたことが明らかに認定された場合には、その役職を解くことができる。

第5章 会議

(会議)

第12条 本会の会議は総会及び理事会とする。総会は正会員をもって構成し、本会の運営に関する重要事項を審議決定する。理事会はすべての理事をもって構成し、本会の重要な業務執行に関する事項を審議決定する。

(総会と臨時総会)

第13条 総会は会長が招集して、毎年1回開催する。但し、理事会が必要と認めた場合、もしくは正会員の3分の1以上の開催請求があった場合は、臨時総会を開催するものとする。総会及び臨時総会の議案は、予め会員に知らせなければならない。

(理事会)

第14条 理事会は理事長が招集して、原則として毎年2回開催する。理事会の議案は、予め理事に知らせなければならない。
2 理事会の運営に係わる細部については、理事会において定めた理事会運営細則によるものとする。

第6章 委員会

(委員会)

第15条 本会の運営を円滑に行うために、次の委員会を置き、理事がその委員長を務める。

- (1) 編集委員会は、機関誌「スポーツ社会学研究」の編集を行う。
- (2) 研究委員会は、プロジェクト研究や学会大会のシンポジウム等、研究に関する企画を行う。
- (3) 国際交流委員会は、国際交流に関する事業を行う。
- (4) 広報委員会は、会報の発行とホームページの運営等、広報に関する事業を行う。
- (5) 電子ジャーナル委員会は、電子ジャーナルの発行とその運営に関する事業を行う。
- (6) 学生研究奨励賞選考委員会は、学生研究奨励賞の選考に関する事業を行う。

2 本会は本会の必要と認める特別の委員会を、適宜、設置することができる。

3 それぞれの委員会は必要に応じて細則を別途定めることができる。

第7章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入を持って支出する。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

(決算報告と予算案)

第18条 決算報告及び予算案は、理事会において審議作成し、総会において承認及び審議決定される。

第8章 事務局

(事務局)

第19条 本会の事務を遂行するために事務局を設ける。

(事務局所在地)

第20条 事務局は事務局長の所属する研究機関におく。

付則

1. 本会則は、総会において出席者の3分の2以上を得た決議により変更することができる。
なお、付則2. 事務局の所在地については、総会の決議を経ずに変更できるものとする。
2. 本会の事務局は当分の間、奈良女子大学石坂友司研究室に置き、学会業務の一部を(有)創文企画(東京都千代田区三崎町3-10-16 田崎ビル2F)に委託する。

1992年3月30日制定
2004年3月26日改定
2005年3月28日改定
2007年4月1日改定
2011年6月25日改定
2012年3月18日改定
2013年4月1日改定
2014年3月21日改定
2015年3月23日改定
2018年3月17日改定
2020年3月14日改定

2. 日本スポーツ社会学会 役員選出細則(案←2019年度総会にて審議)

(目的)

第1条 この細則は、日本スポーツ社会学会会則第10条3項にもとづき、本学会の役員を選出する方法について定める。

(理事の選出)

第2条 理事の選出は正会員による無記名投票選挙によるものとする。理事会が郵送による選挙を決定した場合には、郵送によらない投票は無効とする。

(選挙管理委員会)

第3条 理事の選挙にあたっては、理事会は理事を委員長とする選挙管理委員2名を正会員の中から選出し、選挙管理委員会を構成させる。選挙管理委員会は理事選挙の執行について責任を負い、事務局の協力を得て必要な事務を行なう。

(開票立会人)

第4条 開票立会人は、正会員の中から2名を理事会が依頼する。

(有権者名簿)

第5条 有権者名簿は、会員の住所録をもってかえることができる。被選挙権ならびに選挙権を有するのは、選挙管理委員会が定めた日までに当該年度までの会費を納入した正会員に限る。顧問については、選挙権は有することになる。

2. 選挙管理委員会が定めた日までに退会の意思表示を行った会員は、被選挙権ならびに選挙権を有しないものとする。

(投票)

第6条 投票は、理事定数の半分(端数切り捨て)を連記するものとする。ただし、不完全連記の場合も有効とする。

(当選)

第7条 同点の場合は、選挙管理委員会の抽選により決定する。

(理事の定数)

第8条 理事の定数は、原則として選挙管理委員会が定めた日までに当該年度までの会費を納入した正会員が200名以内のときは20名に1名、200名を超す場合は、200名を超えた会員数30名毎に1名を増員する(端数は切り捨て)。この定数は理事会で予め投票前に会員に知らせることとする。

(理事の補充)

第9条 選挙の執行後、会長は会員の地域、専攻分野および性別の意向を反映させるために必要と認めるときは、選挙結果を参照して3名以内の正会員を理事として指名の上補充することができる。ただし、この指名、補充された理事の数は定数の中に入らないものとする。

(理事の繰り上げ補充)

第10条 理事当選者が辞退、もしくは理事に事故があったときは、次点者を理事に繰り上げるものとする。

(会長)

第11条 会長は、新理事のなかから互選して会長候補を選出し、総会において決定する。

(理事長、事務局長、各委員会の長)

第12条 理事長、事務局長、並びに各委員会の長は、新理事のなかから互選して候補を決定し、新会長による指名を受けるものとする。

(監事)

第13条 監事は、理事以外の正会員、および顧問のなかから理事会が委嘱し、総会の承認を受けるものとする。

(顧問)

第14条 顧問は、理事会が以下のいずれかの推薦条件を満たす会員から役員改選期ごとに選出する。会員がこれを受諾した場合、理事会は総会に顧問を推薦し、その議を経て決定する。

- (1) 会長を勤め、かつ65歳以上となった正会員。
- (2) 役員を通算7期以上勤め、かつ65歳以上となった正会員。
- (3) 上記2項と同等の功績があると認められる正会員。

2 顧問は、退任の意思表示がなされる場合を除いて再任され、任期は定めない。なお、会費は徴収せず、被選挙権は有しないものとする。

(役員任期)

第15条 会則第10条の規定にもかかわらず、顧問以外の全ての役員は、2期(4年)を越えて連続して役員になることはできない。なお、任期は原則として、4月1日から2年後の3月31日までとする。

(細則の改廃)

第16条 この細則の改廃は、理事会の議を経て決定し、総会の承認を受けるものとする。

付則 第11条、第13条、第14条および第16条の中の総会の承認は、総会出席者の過半数による承認を受ければ足りるものとする。

1995年3月29日理事会決定
2005年11月20日理事会改定
2011年6月24日理事会決定
2012年3月18日理事会決定
2014年3月21日理事会決定
2016年3月20日理事会決定
2019年3月8日理事会決定
2019年9月12日理事会決定

3. 日本スポーツ社会学会 学生研究奨励賞（論文部門） 選考内規

（目的）

第1条 日本スポーツ社会学会は、スポーツ社会学分野における学生会員（会則による）の優れた研究を顕彰かつ奨励することを目的として、「学生研究奨励賞（論文部門）」を設ける。

（対象）

第2条 「学生研究奨励賞（論文部門）」は、学生会員を対象として、学会大会の前年に当該年度に刊行された学会誌「スポーツ社会学研究」の原著論文（共著の場合は、筆頭者が学生会員）の中から「学生研究奨励賞（論文部門）」を授与することができる。

2 学生会員の資格の有無は、事務局が有する会員情報をもって判定する。

3 学生会員の資格は論文投稿時のものを対象とする。

（学生研究奨励賞選考委員会）

第3条 学生研究奨励賞選考委員会（以下「選考委員会」とする）の構成、委員選考の方法は別に定める。

（審査・選考方法）

第4条 審査・選考は、5名の選考委員が投稿論文を以下の手順で審査し、上位1編を選考する。なお、以下の手続きによって学生研究奨励賞に該当する論文がない場合は、該当なしとする。

2 対象論文について、対象の本数を最高得点として第1位から序列化（たとえば、対象論文が3本の場合、第1位を3、第2位を2、第3位を1とする。対象とならないと考える論文は0、該当なしとすることができる）し、5名の選考委員の結果を合計した順位総合得点で最も上位の論文を選考する。ただし、最上位の論文について、学生研究奨励賞の対象とならないと考える選考委員が2名以上含まれる場合は受賞者の該当なしとする。

3 選考した個々の論文に対しては、優れている点を中心にコメントを付記する。

4 以下の項目にあてはまる論文が含まれる場合については、当該委員はすべての論文を審査、選考できない。

(1) 選考委員自らが共著者となっている論文

(2) 選考委員が所属している組織の構成員の論文（但し、同じ大学等に所属する担当教員とは別の研究室に所属する学生・大学院生等の論文は除く）、あるいはその組織から何らかの利益（賞、研究費等）を得ている者の論文

5 選考委員が4名以下になった論文がある場合は、選考した委員の結果を合計した総合得点で最も上位の論文を選考する。なお、選考委員が3名以下になる場合、選考委員会細則に依じて委員を追加する。

6 同点により複数の論文が第1位になった場合、選考委員会は以下の基準により、1論文を決定する。基準は選考委員の過半数が当該論文を「第1位」としていること。

7 この基準を適応しても1論文に絞ることができない場合は、選考委員会の審議により2論文まで選考できる。

8 その他、この内規を適用しても選考ができない事態が生じた場合、選考委員会の合議（メール審議を含む）により決定する。

（審査の視点）

第5条 審査の視点は、以下の8項目とする。

- (1) スポーツ社会学の学問的専門性
- (2) 課題設定の独創性・新規性
- (3) 研究目的の明解性
- (4) 先行研究の検討の着実性
- (5) 研究方法の妥当性
- (6) 論文全体の論理性
- (7) 研究結果の客観性・信頼性
- (8) 今後の発展性・将来性

（審査・選考結果の確定）

第6条 学生研究奨励賞選考委員会において審議し、理事会の議を経て総会に報告する。

（授与）

第7条 会長は、当該年度の日本スポーツ社会学会大会開催期間中に受賞者に対して賞状及び副賞を授与する。

—————（改廃）

第8条 本内規の改廃は、理事会において決定し、総会に報告する。

附則

本内規は2018年3月19日より施行する。

2018年3月17日制定
2019年10月20日理事会改訂

4. 日本スポーツ社会学会 学生研究奨励賞（発表部門） 選考内規

（目的）

第1条 日本スポーツ社会学会は、スポーツ社会学分野における学生会員（会則による）の優れた研究を顕彰かつ奨励することを目的として、「学生研究奨励賞（発表部門）」を設ける。

（対象）

第2条 「学生研究奨励賞（発表部門）」は、学生会員を対象として、その年度の学会大会において発表された一般発表（口頭発表のみ、共同研究の場合は筆頭者が学生会員の一般発表）の中から「学生研究奨励賞（発表部門）」を授与することができる。

2 学生会員の資格の有無は、事務局が有する会員情報をもって判定する。

（学生研究奨励賞選考委員会）

第3条 学生研究奨励賞選考委員会（以下「選考委員会」とする）の構成、委員選考の方法は別に定める。

(審査・選考方法)

第4条 審査・選考は、5名の選考委員が一般発表を以下の手順で審査し、選考する。

2 発表抄録が提出されたのち、各々上位5編までを選考する。なお、選考した個々の発表抄録に対しては、優れている点を中心にコメントを付記する。

3 得点は、第1位の一般発表を5点とし、以下4、3、2、1点を与え、5名の選考委員の結果を合計した総合得点で学生研究奨励賞最終候補者3名を選考する。

4 以下の項目にあてはまる一般発表が含まれる場合については、当該委員はすべての一般発表を審査、選考できない。

(1) 選考委員自らが共著者となっている一般発表

(2) 選考委員が所属している組織の構成員の一般発表（但し、同じ大学等に所属する担当教員とは別の研究室に所属する学生・大学院生等の一般発表は除く）、あるいはその組織から何らかの利益（賞、研究費等）を得ている者の一般発表

5 選考委員が4名以下になった場合は、選考した委員の結果を合計した総合得点で最も上位の論文を選考する。なお、選考委員が3名以下になる場合、選考委員会細則に応じて委員を追加する。

6 複数の発表抄録が同点となり、3名を選考できない場合、選考委員の個人評価において第1位が多いものを上位とする。第1位の数が同数の場合、あるいは第1位がない場合は、選考委員の個人評価において第2位が多いものを上位とする。

7 この基準を適応しても3発表抄録に絞ることができない場合は、同点として、最終選考の対象とする。

8 最終選考に残った発表者について、選考委員は当該発表者の一般発表を聞いた後、授与対象者を選考する。学会発表時に参加できなかった選考委員については、これを除いて審査にあたる。

9 1発表に絞ることができない場合は、選考委員会の審議により2発表まで選考できる。

10 その他、この内規を適用しても選考ができない事態が生じた場合、選考委員会の合議（メール審議を含む）により決定する。

(審査の視点)

第5条 審査の視点は、以下の8項目とする。

(1) スポーツ社会学の学問的専門性

(2) 課題設定の独創性・新規性

(3) 研究目的の明解性

(4) 先行研究の検討の着実性

(5) 研究方法の妥当性

(6) 一般発表全体の論理性

(7) 研究結果の客観性・信頼性

(8) 今後の発展性・将来性

(審査・選考結果の確定)

第6条 選考委員会は、審査・選考結果を審議、決定し、会長ならびに理事長に審議過程と結果を報告する。

(授与)

第7条 会長は、当該年度の日本スポーツ社会学会大会開催期間中に受賞者に対して賞状及び副賞を授与する。

(改廃)

第8条 本内規の改廃は、理事会において決定し、総会に報告する。

附則

本内規は 2018 年 3 月 19 日より施行する。

2018 年 3 月 17 日制定
2019 年 10 月 20 日理事会改訂

5. 日本スポーツ社会学会 学生研究奨励賞 選考委員会細則

(目的)

第 1 条 日本スポーツ社会学会は、「学生研究奨励賞（論文部門）」ならびに「学生研究奨励賞（発表部門）」選考の円滑な運営のために、学生研究奨励賞選考委員会（以下、「選考委員会」とする）を設置する（「日本スポーツ社会学会会則」第 15 条 2）。

(業務)

第 2 条 「学生研究奨励賞（論文部門）」については、選考委員会において審議し、理事会の議を経て総会に報告する。「学生研究奨励賞（発表部門）」については、選考委員会において審議、決定し、会長ならびに理事長に審議経過及び結果を報告する。

(構成)

第 3 条 選考委員会の構成は、選考委員 5 名（内委員長 1 名、副委員長 1 名）とする。
2 委員長及び副委員長については、理事の互選により決定し、それ以外の構成員については、委員長及び副委員長が理事、あるいは会員から委員を推薦し、理事会の承認を得て、決定する。
3 委員長に事故あるときは副委員長が代行する。
4 選考委員会内規に定める欠員が生じたとき、理事会の承認を得て、臨時委員を追加できる。

(任期)

第 4 条 任期は 2 年とし、その期間は理事任期に準ずる。ただし再任は妨げない。

(経費)

第 5 条 委員会の活動および事業に必要な経費は理事会の決定に基づいて支出される。

(改廃)

第 6 条 本細則の改廃は、理事会において決定し、総会に報告する。

付則

本細則は 2018 年 3 月 19 日から施行する。

2018 年 3 月 17 日制定
2019 年 9 月 12 日理事会改訂

6. 機関リポジトリ対応規程（案←2019 年度総会にて審議）

(目的)

第 1 条 日本スポーツ社会学会（以下「本会」という）は、機関リポジトリに、学会研究誌「スポーツ社会学研究」（以下「スポーツ社会学研究」という）に掲載された論文の登録を

求める機関に対して、対応規定を設ける。なお、原則として論文以外の転載は許可しない。

(基本姿勢)

第2条 本会では、以下を条件に、「スポーツ社会学研究」に掲載された論文の機関リポジトリへの公開を認める。

- (1) 早期公開を除き、電子ジャーナルに掲載されていること
- (2) 著者からの転載許諾を得て、本学会に開示すること
- (3) 公開にあたっては電子ジャーナルのDOIにリンクを貼るかたちで行い、出典を明示すること
- (4) 著作権は本会に属すること
- (5) 公開後、再掲された論文のURIもしくはURLを本会事務局宛に告知すること

(機関の申請手続き)

第3条 機関リポジトリへの掲載を求める機関は以下の申請手続きをとるものとする。

- (1) 本学会誌の論文を機関リポジトリに登録しようとする機関は、指定の申請書類（本学会HPにて公開）を本学会事務局に提出し、許可を得るものとする。
- (2) 許可の審査は電子ジャーナル委員会で行う。
- (3) 許可した機関には「公開許可証」を発行する。

(規程の改廃等)

第4条 その他、本規程に定められていない事項に関しては、理事会において審議し、総会の議を経て決定する。

附則

この規程は2010年3月28日から施行する。

2010年3月28日制定

2020年3月14日改訂

7-3. その他（年度会費納入、入会申込・種別変更届、会計問題、等）

(1) 年度会費の納入について

6月に会費納入願いを送付させていただきました。お振り込みいただきありがとうございます。2019年決算は12月までとなりますので、お手続きがまだの方は、なるべく年内中にお振り込みください。

(2) 「入会申込・種別変更届」について

7月の会報でもお知らせしましたが、今年度より「入会申込・種別変更届」を新しくしました。フォーマットは、学会ホームページから入手してください。また、**住所変更を年度会費の納入時などに振込用紙に書いていただくケースがあります。住所録の管理と作業が異なりますので、必ず「入会申込・種別変更届」にてお知らせください。学会誌が届かないなどの問題が生じる恐れがあります。**

また、学会事務局より、関連する情報を会員の皆様に提供しています。**メールが届いていない、違うアドレスに届いているなどの場合、事務局までご一報ください。異動などで不達になっているアドレスがいくつかあります。お手数ですがご確認をよろしく願いいたします。**

(3) 2015-2017年の学会会計に関する問題点について

2019年度第4回理事会議事録（審議事項7.）、及び第5回理事会議事録（審議事項1.）に記載の通り、2015-17年の会計処理について、問題があることが判明しました。過去会計の経過報告と決算報告の修正につきましては、2019年度総会にて審議いただくことにしますが、事前に経過説明させていただきます。

2017年度の総会決算報告で、余剰金（58万2,164円）が発生したことをご記憶の方も多と思います（2018年7月『会報第71号』総会議事録参照）。この余剰金の処理をめぐっては、原因が特定できなかつたため、過去の会計修正を行わず、その年の決算報告（一般会計）に繰り入れる形で承認をいただきました。

2016年までの各委員会予算は事務局から委員長に振込後、委員長が管理・執行し、決算を事務局に報告、残金を翌年へ繰越し、翌年の予算額に対する不足分を新たに事務局から振り込むシステムでした。2017年からは各委員会の支出は事務局が一括して管理する方法で運用しています。ここに2015年度に行った年度会計から年会計への変更なども加わり、混乱が発生したと考えられます。また、事務局が立替払いを多く抱えるなど、出納の付け方が十分ではなく、監査のあり方も十分とは言えませんでした。この点については現在改善が図られています（具体的な改善策については次回総会で説明します）。

2015年から25周年記念誌（『25年のあゆみ』）刊行に向けて25周年記念誌編集委員会が組織され、一般会計と特別会計の両方から活動費を含む予算立てがなされました。このような複合的な予算と繰越しシステムが混乱の一因と言えますが、2017年の決算報告で、支出されていない37万5,912円が特別会計に計上されるという事務局のミスが起きました。これは2016年の特別会計に計上された27万5,912円が二重計上され、2017年の国際交流委員会予算（一般会計）の10万円が合わせて計上されたために起こったものです。ちょうど事務局交代の時期でもあり、二つの委員会にまたがる同じ委員長への振込だったため、引き継ぎが不十分であったことから起こったミスのようなようです。

また、過去の会計支出を精査している段階で、25周年記念誌編集委員会が支出計上した額のうち、事務局が関わった作業の一部に事務局経費で執行しているものがあることが判明しました（二重計上）。その結果、委員会に11万7,748円の残金があることが判明しま

した。また、同年の国際交流委員会の決算報告に記載漏れの支出があることが判明しましたが、前年からの繰越金も未計上だったために、こちらには資金の増減はありませんでした。

以上の経過を新旧理事会三役、現理事会で精査、審議した結果、以下のような修正を行うことで承認されました。概要をまとめると以下のようになります。

概要

1. 特別会計の減損と回復

2017年の決算報告で、特別会計に支出されていない37万5,912円が計上されたことにより、資金が特別会計→一般会計に移動してしまった。

【対応策】37万5,912円を一般会計→特別会計に戻す。

2. 25周年記念誌編集委員会の会計報告の修正

25周年記念誌編集委員会の支出において、委員会経費とは別に事務局が支出した分が含まれていることが判明した。その結果、委員会に11万7,748円が残されている。

【対応策】委員長より11万7,748円の返金を受け、特別会計に戻す。

3. 2017年の国際交流委員会決算報告の修正

2017年国際交流委員会の決算報告に漏れがあった（10万円→20万円）。

【対応策】それ以前の繰越金10万円が計上されていなかったため、資金の増減はない。報告のみ。

4. 委員会が所有するレターパック残部（70通=25,200円分）の返還を受け、事務局で使用する。

以上の会計修正について、総会にて審議を行います。不十分な会計報告を行っていたことを事務局として謝罪し、以後このような事態が起きないように努めさせていただきます。

(4) ジェンダー平等実現に向けた理事選出方法の改訂について

2019年度第4回議事録（審議事項8.）に記載の通り、2010年に閣議決定された「第3次男女共同参画基本計画」の「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を背景として、理事選出方法の改訂について理事会で審議しました。次回理事選挙（2021年実施、2021-22年度理事）から30%という目標に向けて何らかのポジティブアクションを実施することが承認されました。

導入の可否、具体的方法などについては3月に行われる理事会、総会で審議を行います。理事選挙で以下の方法の導入を提案させていただく予定です。

「設定した女性枠を満たすまで女性最多得票者を繰り上げる。また会長推薦枠に女性枠を設ける」

ご承知の通り、昨今では男女の性別に加え、多様を意味する第3の性の使用について検討がなされています。具体的な選出方法については事務局で検討し、提案をさせていただく予定です。また、これに関連して、「役員選出細則」（総会審議が必要）等の改訂も行う必要がありますので、ご承知おきください。なお、今回諸規程の改訂で提示している「役員選出細則」の改訂案には、この修正提案は含まれておりません。

(5) 事務局の所在地について（2019年4月より）
事務局の所在地は以下の通りです。

〒630-8506 奈良県奈良市北魚屋西町 奈良女子大学文学系 N 棟 120 石坂研究室内 事務局アドレス jsssjimukyoku@gmail.com
--

学会への連絡、入退会、住所・所属・メール等の変更、会費納入等につきましては、上記の事務局アドレスにご連絡ください。

事務局長 石坂友司（奈良女子大学）
事務局次長 浜田雄介（京都産業大学）

8. 編集後記

2020年は、いよいよ東京オリンピック、パラリンピックの年になります。本会報の記事からも、日本のスポーツ社会学が国際的な広がりの中で営まれていることが伺い知れますが、2020年はいくつかの国際会議等も予定されており、益々、その動向が強まる年になるのだと思います。

ところで、AIやIoTといった先端技術が注目を浴びる中で、国際的な学術交流において、コミュニケーションのあり方、とりわけ使用する言語の問題が、地殻変動を起こすことはあるのでしょうか。数式といった共通のツールを利用するときとは異なって、言語は思考の肌理を作り出す個性や特徴を持っているように思います。英語には英語の、日本語には日本語の思考の肌理があり、それぞれの肌理を「翻訳する力」がこれまでも問われてきました。この意味では、日本のスポーツ社会学は、英語を中心とした日本語以外の言語から生じる思考の肌理を日本語に翻訳することにはよく取り組んできましたが、日本語から生じる思考の肌理を他言語に翻訳することには、まだまだ課題が残っているように感じていました。力の無さばかり感じての国際学会参加経験しかないのですが、もちろん他力本願ではいけないのですが、こうしたギャップを、果たしてAIなどの新しい技術は、いつか埋めるほどに成長してくれるのでしょうか。

けれども、その時には、そもそも各言語から生じる肌理は、別な形でコード化され標準化されているのでしょうか。あるいは、そういうことではない、新しい仕組みの中で、生成変化していくことをも進めるものになるのでしょうか。そしてそれは、思考ではなく、むしろ「身体」と呼ばれるものに、なにがしかの新しい装いを研究という活動自体に促すことになってくるのでしょうか。

会報を読んでいて、ふっと、そこから浮き出てくる絵柄と空気感を引き受けながら、雑感として出てきたものを、覚束なく綴ってしまいました。スポーツ社会学が、オリンピッククイヤーに面白くなるってどういうことなんだろう、みたいなことを、また考えたいと思っています。

(K.M)